

【問い合わせ先】 生活環境部 避難者支援課

電話 024-523-4157

県外借上げ住宅の新規受付終了について

生活環境部

現在、福島県から県外へ避難されている方に対し、災害救助法により応急仮設住宅としての借上げ住宅が提供されていますが、県外への避難者が減少傾向にあり、地元への帰還が始まっていることなどを踏まえ、県外借上げ住宅の新規受付を本年12月28日で終了します。

なお、既に県外借上げ住宅に避難している方への支援は継続されます。

○新規受付を終了する借上げ住宅

民間賃貸住宅のほか、自治体の公営住宅、UR賃貸住宅、雇用促進住宅、国家公務員住宅等も受付を終了します。

○現在まで新規受付を実施している自治体

岩手県、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、新潟県、石川県、
山梨県、長野県、愛知県、三重県、兵庫県、鳥取県、島根県、
広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、
鹿児島県、沖縄県 (以上23県)

○その他

県外の避難者が県内へ帰還する場合の応急仮設住宅（借上げ住宅含む）の受付は、当面の間実施します。

ただし、県外の自主避難者が県内へ帰還する場合は、子ども又は妊婦のいる世帯に限ります。